

# 福祉用具の給付実態における上限価格設定の影響について

# 背景と分析内容について

## 1. 「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」(抜粋)

### 【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- 必要な福祉用具の安定的な供給の確保を図る観点から、福祉用具貸与に係る上限価格の改定方法について、物価上昇に対応した特例的な仕組みを設ける等の見直しの必要性を含め検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に1度程度把握するべきである。

## 2. 半年毎の分析について

- 令和6年4月に上限価格の改定が行われたことから、改定直後の令和6年4月～6月の請求実績について分析

### <データについて>

- 商品毎の貸与価格の実態把握は、介護保険総合データベース（令和6年4月～6月貸与分）における請求データと、公益財団法人テクノエイド協会が運営管理する福祉用具情報システム（TAIS）において割り振られている商品コード及び種目コードとを突合して行った。
- 令和6年4月に改定した上限価格は、厚生労働省ホームページで公表しているものを参照
- 「自社製品」、「輸入品」、「OEM製品」の商品分類は、公益財団法人テクノエイド協会の協力の下で仕分けを行った。

### <分析について>

今回行った分析は、

- ①商品毎に「貸与価格が上限価格と同額となっている割合」を令和6年4～6月の3か月の請求実績にて確認
- ②「貸与価格が上限価格と同額となっている割合が高い商品の内訳」を「自社製品」「輸入品」「OEM製品」毎に確認
- ③参考として、前回上限価格見直しを行った令和3年4月と令和6年4月時を比較して、「上限価格が増額した商品数」とその種目別の内訳を比較するもの。

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器(※ 2)
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ(※ 2)
- ・ 歩行補助つえ(※ 2)
- ・ 自動排泄処理装置

### 【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具（※ 1）
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

(※ 1) 入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

(※ 2 固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)は、選択制の対象福祉用具となる。)

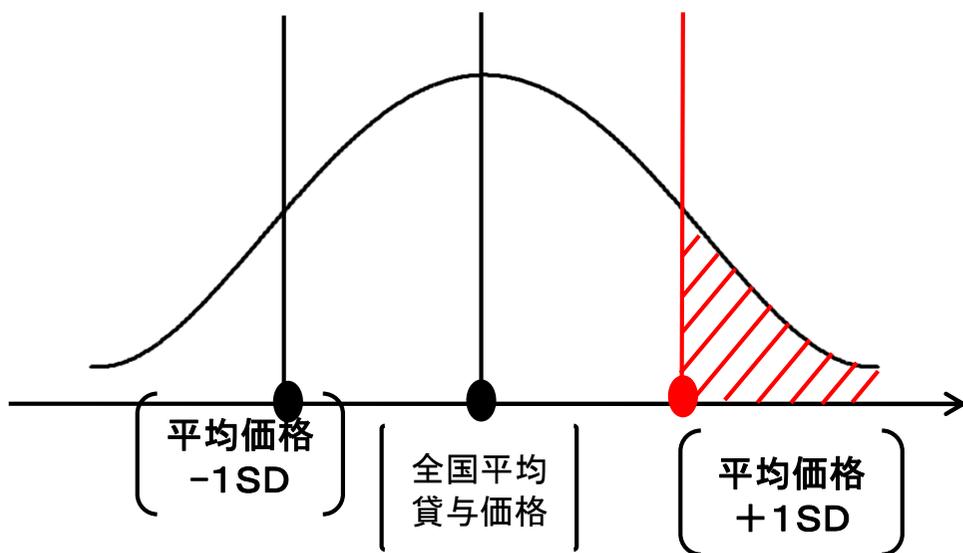
### 【給付制度の概要】

- ① **貸与の原則**：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ② **販売種目**：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③ **選択制**：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④ **現に要した費用**：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則 9 割、所得に応じて 8 割・7 割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※ 上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」(正規分布の場合の上位約16%) に相当する。

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
  - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
  - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
  - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
  - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

## 貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



## 上限価格が設定されている商品数

○ 4,630商品 (令和7年月1月1日現在)

## 直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和6年4月	61(新商品)	令和6年10月
令和6年7月	53(新商品)	令和7年1月
令和6年10月	75(新商品)	令和7年4月
令和7年1月	62(新商品)	令和7年7月

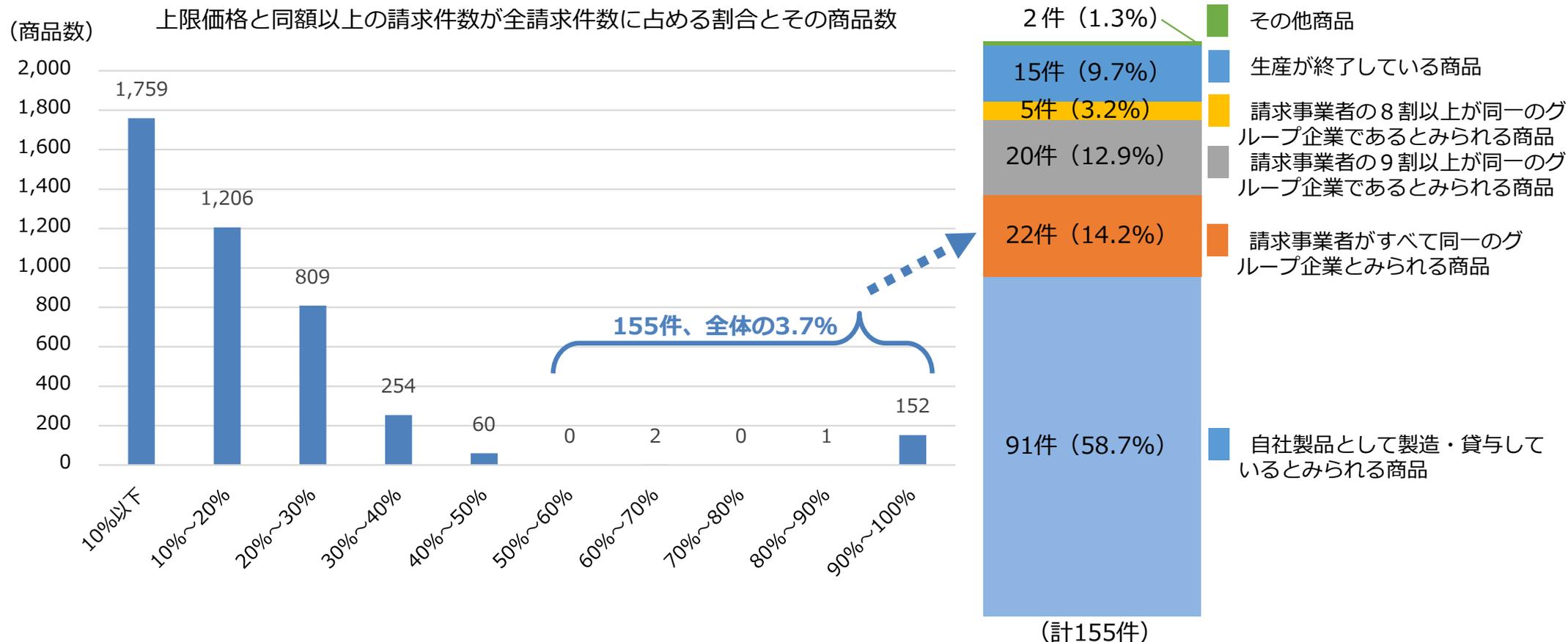
# 貸与価格が上限価格と同額以上となっている請求の割合が高い商品の状況

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第231回）

資料6 抜粋  
（一部修正）

令和5年11月16日

- 貸与価格が今回の令和6年度改定後の上限価格と同額以上となっている請求件数が全請求件数に占める割合をみると、商品のほとんど（4,088件／4,243件、96.3%）が10～50%に分布している一方、一部の商品（155件、3.7%）では、貸与価格が概ね均一で、上限価格とほぼ等しくなっていた。
- こうした商品の請求状況を見てみると、請求事業所の名称等から、自社製品として製造・貸与しているとみられる商品が91件、請求事業者のすべてが同一のグループ企業とみられる商品が22件、請求事業者の9割以上が同一のグループ企業であるとみられる商品が20件、請求事業者の8割以上が同一のグループ企業であるとみられる商品が5件、生産が終了している商品が15件、その他商品が2件であることが確認された。



※ 出典：介護保険総合データベース（令和5年4月貸与分～令和5年6月貸与分の月平均）における請求データを基に算出。

※ 改定後の上限価格を用いて算出。

# 分析結果① 貸与価格が上限価格と同額となっている請求の割合が高い商品の状況 (令和6年4～6月)

■貸与価格が令和6年4月改定後の上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合をみると、前回と同様に商品のほとんど(4,046件/4,206件 96.2%)が50%以下に分布しているが、10%以下の割合が高まっている。貸与価格が概ね均一で上限価格とほぼ等しくなっていた商品(160件、3.8%)の傾向は前回と同じ。

■貸与価格が概ね均一で上限価格とほぼ等しい160件の商品について、福祉用具情報システム(TAIS)に登録された情報と照合したところ、商品分類は自社製品又は輸入品は90件(56%)に対し、OEM製品が52件(33%)、その他不明の商品が18件(11%)であると確認された。傾向としては前回とほぼ同じ。

図1：上限価格と同額の請求件数が全請求件数に占める割合とその商品数(N=4,206)  
(令和6年4～6月)

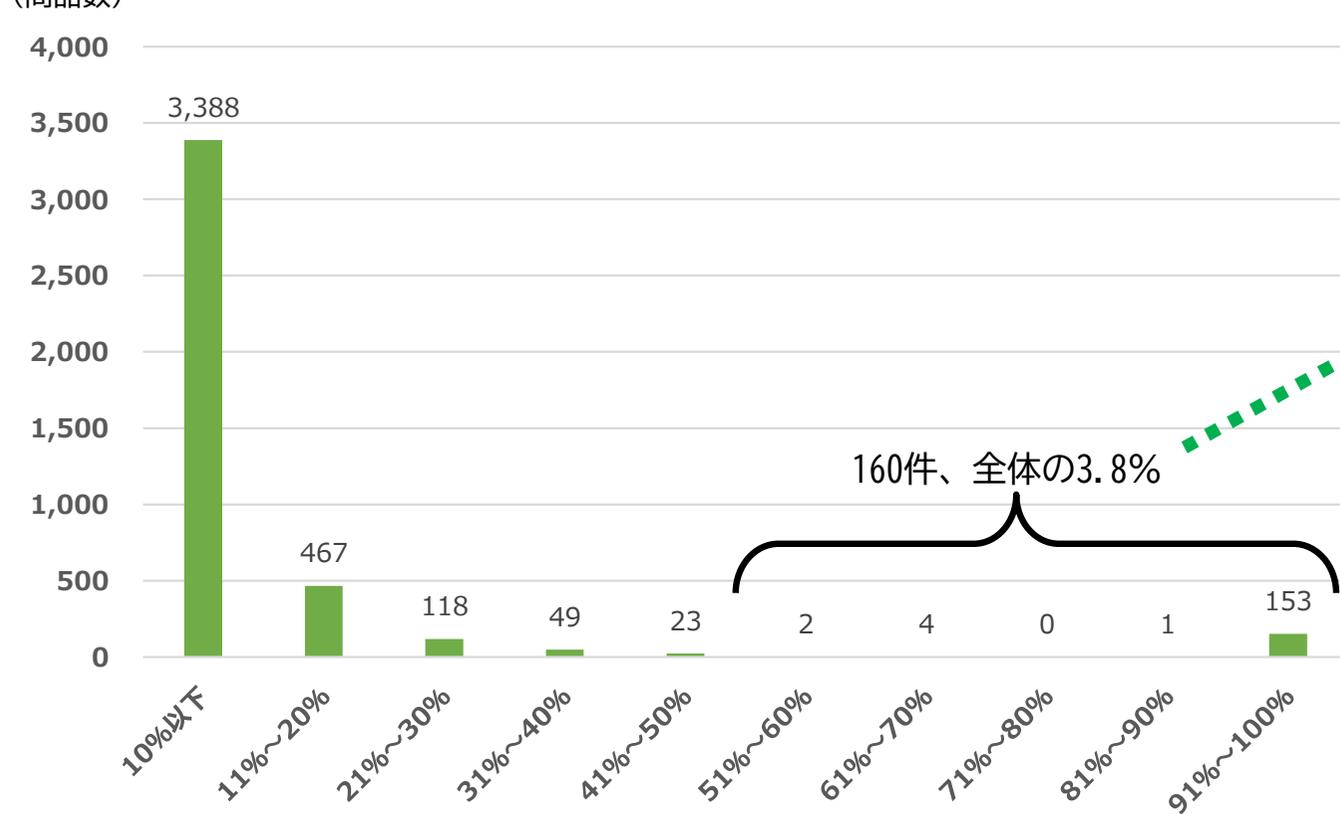
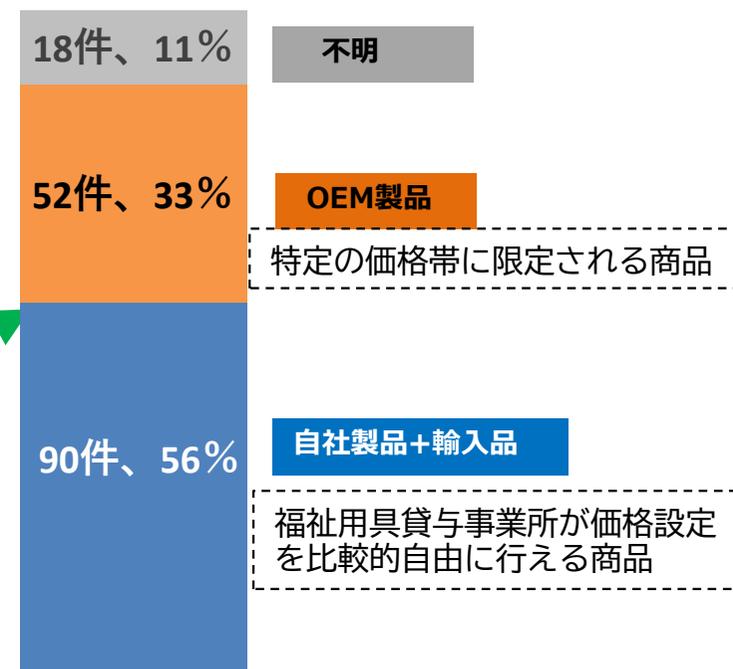


図1-2：商品分類内訳(N=160)



※ 出典：介護保険総合データベース（令和6年4月～6月貸与分）における請求データを基に算出。  
 ※ 改定後の上限価格を用いて算出。

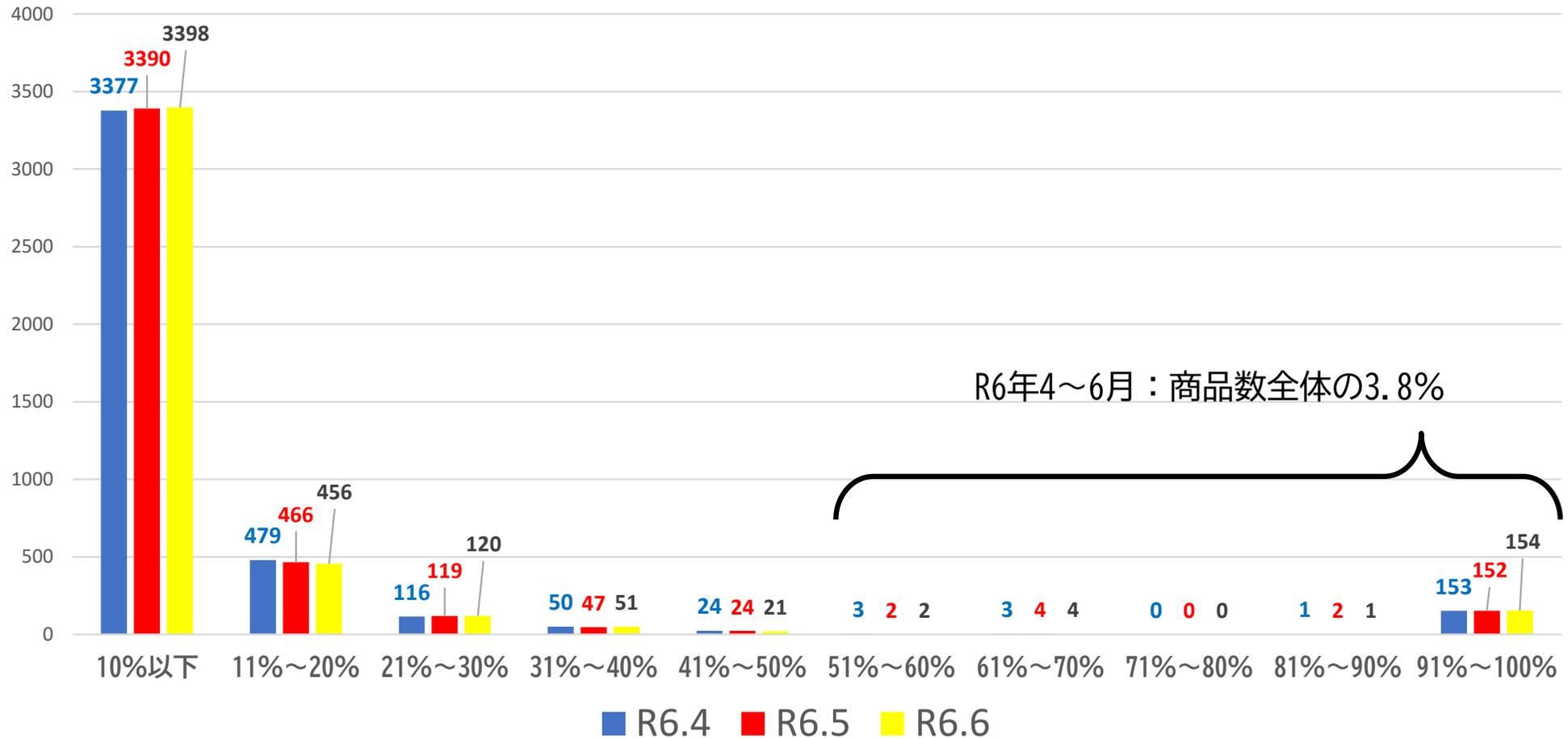
※「自社製品」「輸入品」「OEM製品」の商品分類  
 公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)に対し、開発企業等から申請を行う際に、開発企業等が選択することができるカテゴリを元に分類。

# (参考) 月ごとの傾向

図2：上限価格と同額の請求件数が全請求件数に占める割合とその商品数(令和6年4～6月)

(N=12,619)

(商品数)



※ 出典：介護保険総合データベース（令和6年4月～6月貸与分）における請求データを基に算出。

※ 改定後の上限価格を用いて算出。

## 分析結果② 種目毎の張り付き状況

■ 令和6年4月～6月の3か月間における貸与価格が令和6年4月改定後の上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合について種目毎の傾向を見ると、貸与価格と上限価格が同額の商品の割合が最も高いのは歩行補助つえ（6.6%）、歩行器（6.5%）だった。

図3：上限価格と同額以上の請求件数が全請求件数に占める種目別の割合（令和6年4～6月）（N=12,619）

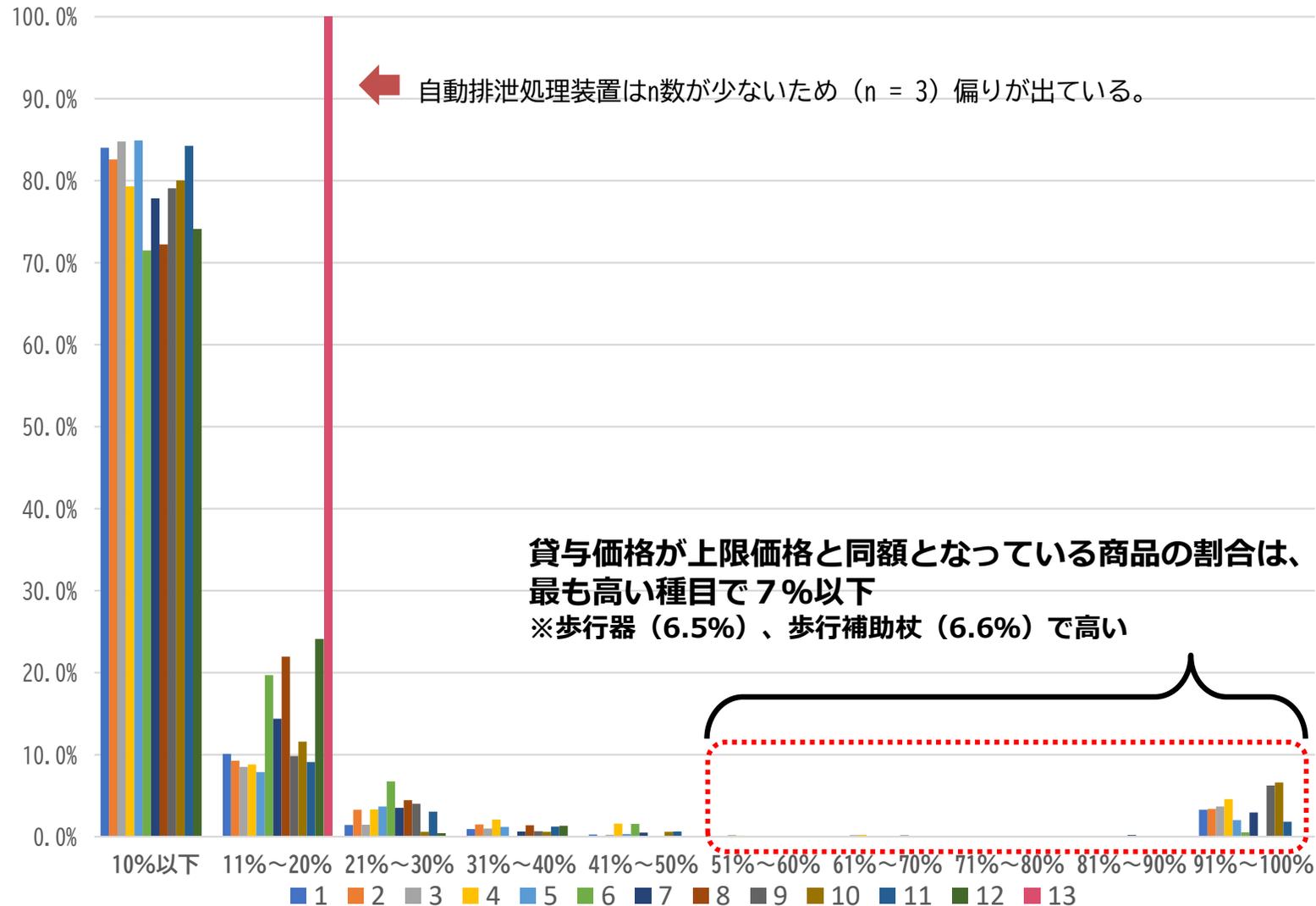


図3-2  
貸与商品と上限価格が同額となっている割合が高い商品（種目別）

種目	割合
01:車いす	3.3%
02:車いす付属品	3.4%
03:特殊寝台	4.0%
04:特殊寝台付属品	4.9%
05:床ずれ防止用具	2.0%
06:体位変換器	0.5%
07:手すり	3.1%
08:スロープ	0.0%
09:歩行器	6.5%
10:歩行補助つえ	6.6%
11:認知症老人徘徊感知機器	1.8%
12:移動用リフト	0.0%
13:自動排泄処理装置	0.0%
合計	3.8%

※ 出典：介護保険総合データベース（令和6年4月～6月貸与分）における請求データを基に算出。

※ 改定後の上限価格を用いて算出。

# 分析結果③ 令和6年4月改定時に上限価格が増額した商品数と全商品に占める割合

■ 物価高騰の影響により福祉用具の上限価格改定時に価格が上昇しているかを種目毎に確認したところ、令和6年4月改定により上限価格が増額された商品数は336件、全商品に占める割合は約10.9%（336件／3,078件）であり、令和3年4月改定時により上限価格が増額された商品数148件、全商品に占める割合5.6%（148件／2,643件）と比べ1.9倍に増えた。

図4：1回目(H30.10)に上限設定をした商品について2回目(R3.4)の見直しで上限価格が増額された商品数

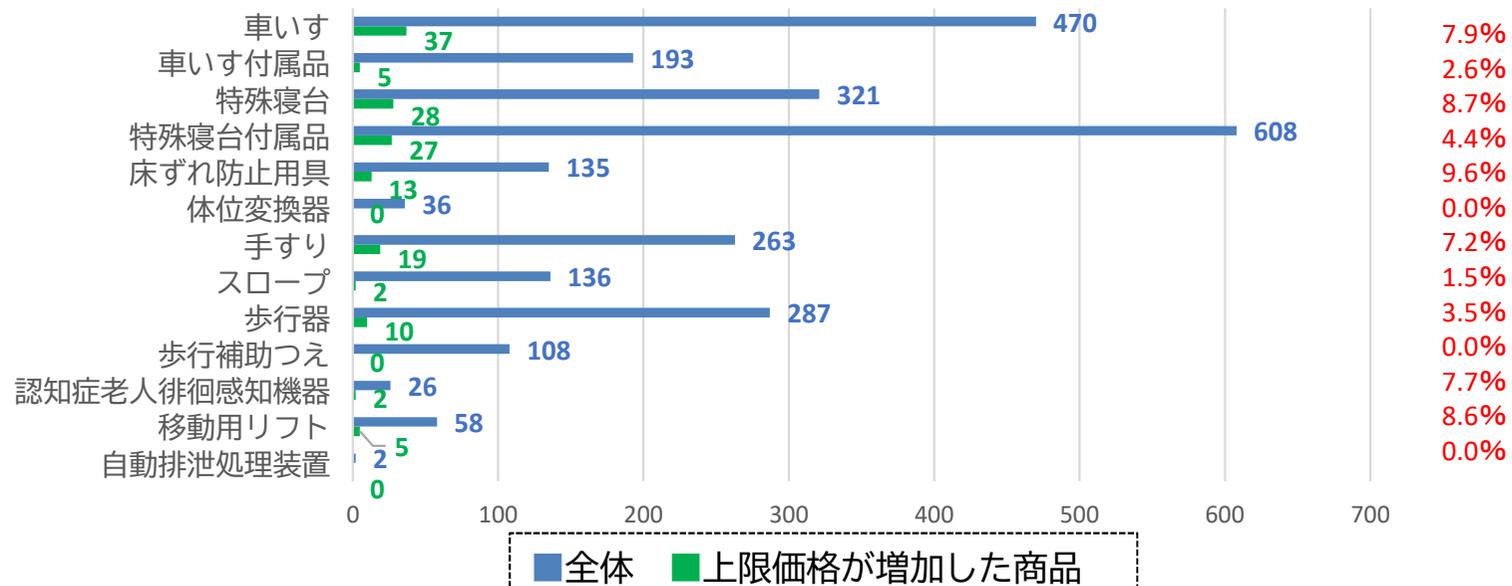
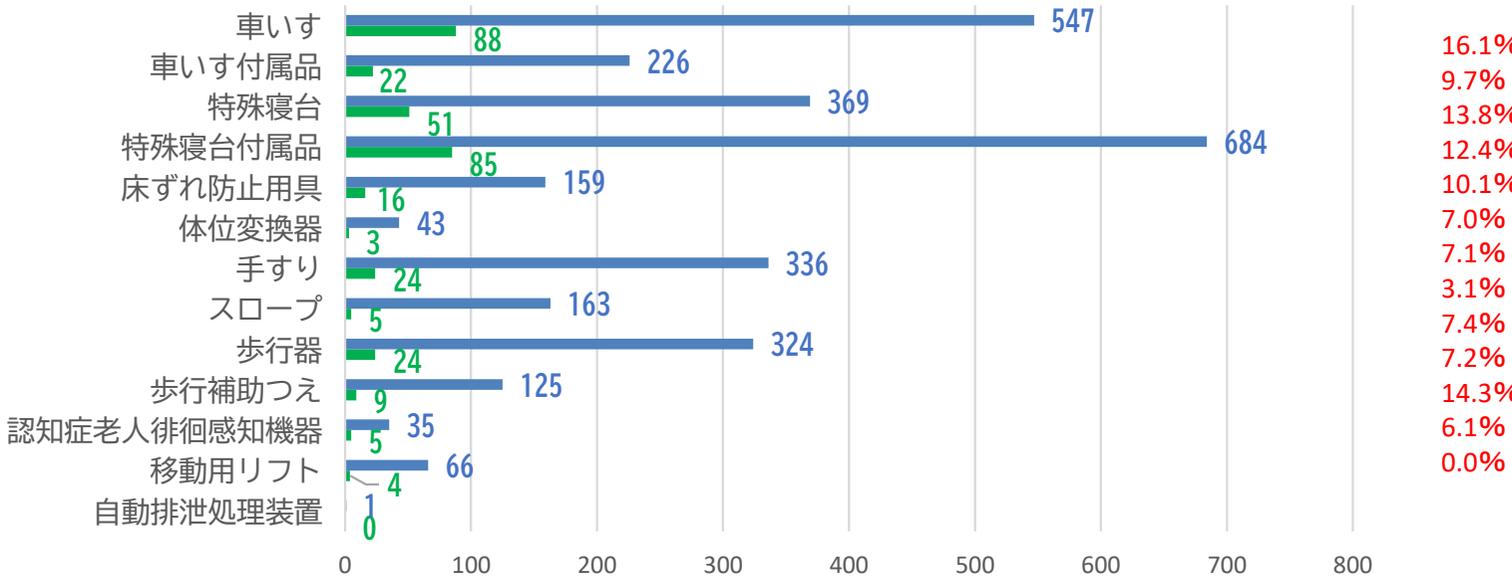


図6：改定時に上限価格が増加した商品の割合(種目毎)

種目毎に上限価格改定時に上限価格が増加した商品が占める割合について、令和6年改定時に増加した商品の割合が高いのは、「車椅子」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「認知症老人徘徊感知機器」で、商品数の1割を超えた。

	R3	R6
車いす	7.9%	16.1%
車いす付属品	2.6%	9.7%
特殊寝台	8.7%	13.8%
特殊寝台付属品	4.4%	12.4%
床ずれ防止用具	9.6%	10.1%
体位変換器	0.0%	7.0%
手すり	7.2%	7.1%
スロープ	1.5%	3.1%
歩行器	3.5%	7.4%
歩行補助つえ	0.0%	7.2%
認知症老人徘徊感知機器	7.7%	14.3%
移動用リフト	8.6%	6.1%
自動排泄処理装置	0.0%	0.0%
全体	5.6%	10.9%

図5：2回目(R3.4)に上限設定をした商品について、3回目(R6.4)の見直しで上限価格が増額された商品数



# 分析結果③ 令和6年4月改定時に上限価格が増額した商品数と商品分類

■ 令和3年4月及び令和6年4月の改定時に上限価格が増額した商品について、福祉用具情報システム（TAIS）に登録された製品カテゴリ別の割合を集計すると、事業者が価格を見直しやすい自社製品・輸入品の割合が、令和6年4月に上限価格が増加した商品は令和3年の前回改定時より6%高まっていた。

(再掲) 図4 1回目(H30.10)に上限設定をした商品について2回目(R3.4)の見直しで上昇した商品数

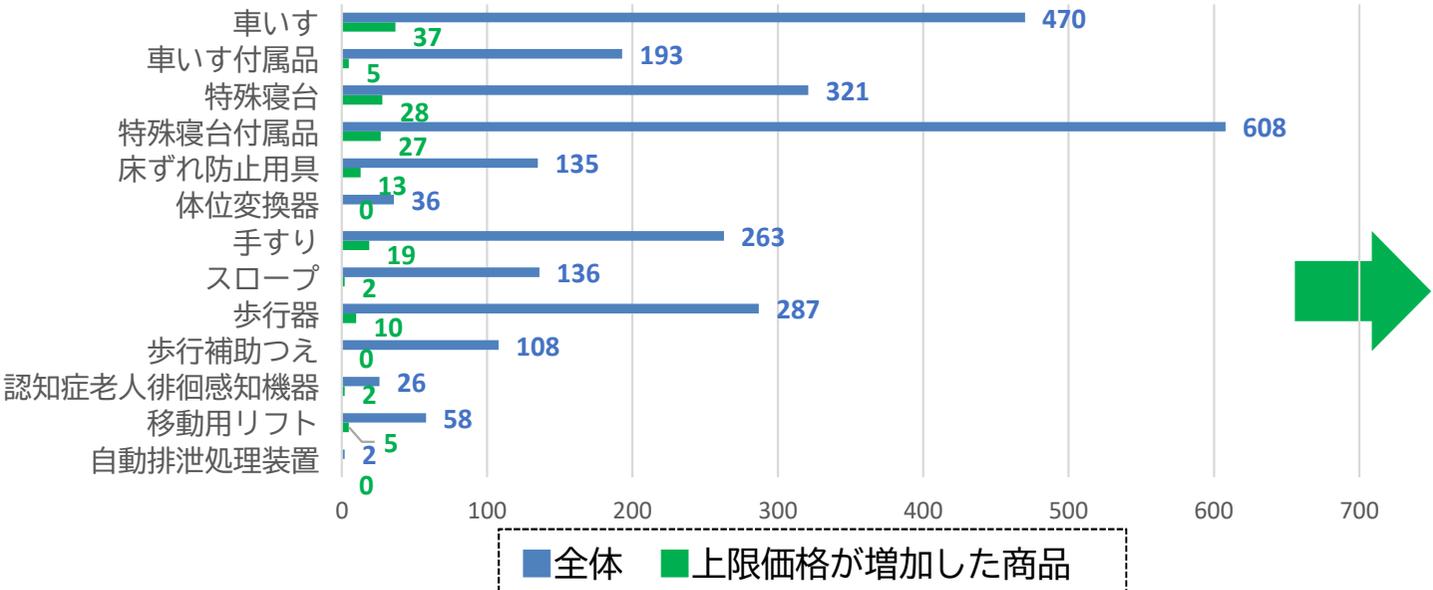
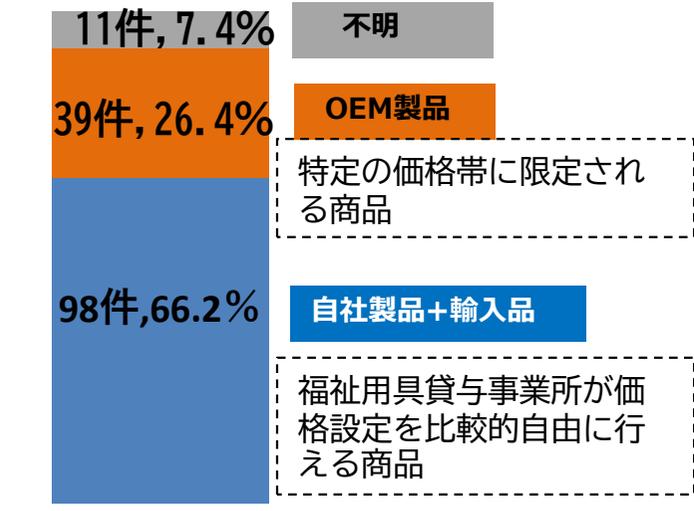


図7:価格が上昇した商品の分類(R3.4)



(再掲) 図5 2回目(R3.4)に上限設定をした商品について、3回目(R6.4)の見直しで上昇した商品数

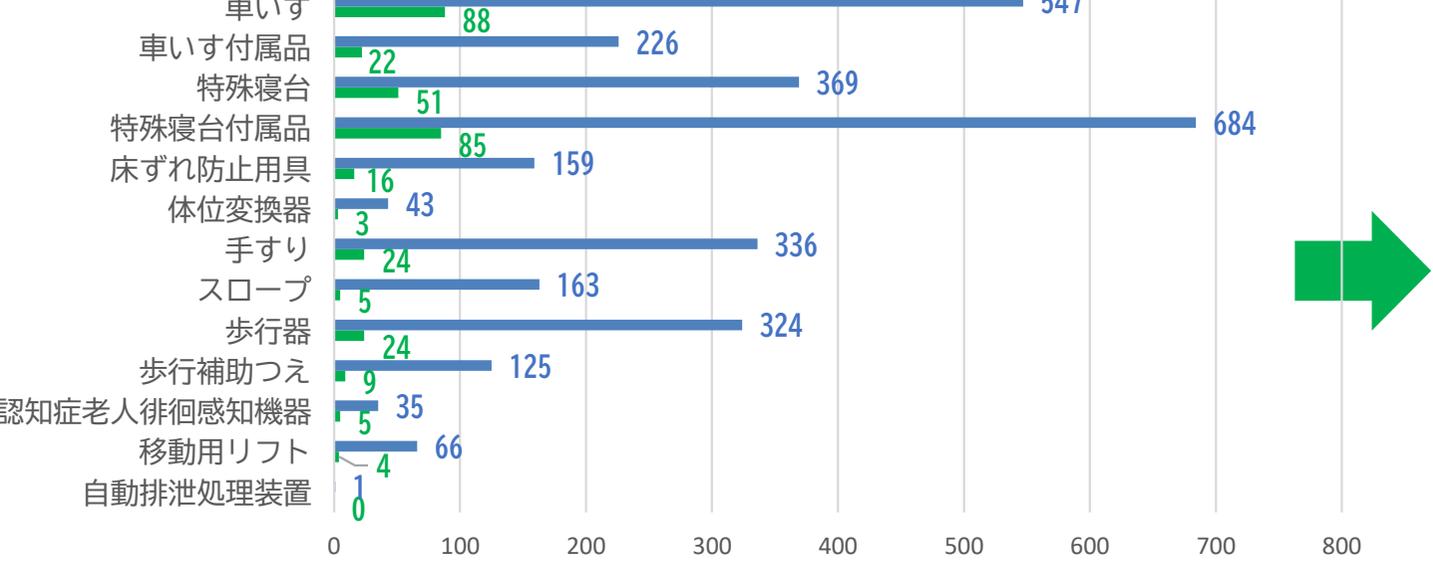
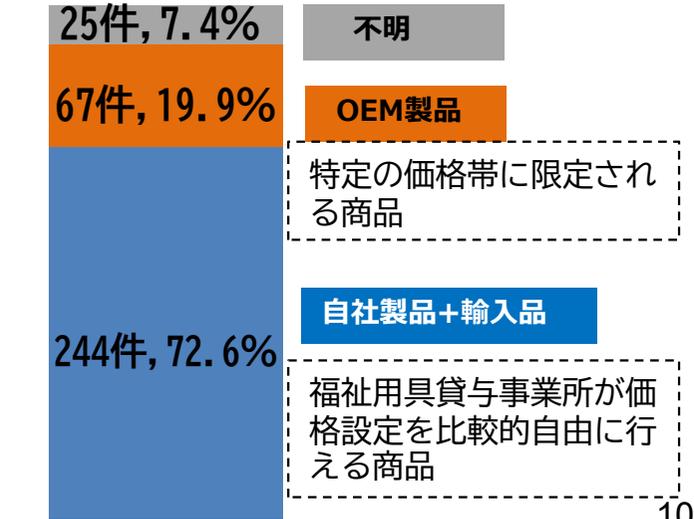


図8:価格が上昇した商品の分類(R6.4)



## まとめ

- 令和6年4月から6月までの請求実績から、令和6年4月上旬価格の改定を受け貸与価格が上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合が高い商品は3.8%であり、改定前の令和5年11月時点の3.7%と大きな差はなかった。種目別内訳において最も高い種目は歩行補助杖の6.6%だった。
- また、令和3年4月及び令和6年4月の改定時に上限価格が増額された商品数を比較すると、令和6年4月の改定により上限価格が増額された商品の割合（約10.9%）は、令和3年4月改定時（約5.6%）と比べ約1.9倍だった。  
商品分類を見ると、令和6年4月に上限価格が増額された商品については、令和3年の前回改定時より6%程度、自社製品の割合が高まっていた。事業者が価格を見直しやすい自社製品・輸入品において、物価高騰等の影響を受け貸与価格に反映させていることがうかがえる。

## 今後の対応について

- 今回は令和6年4月～6月の上限価格の改定直後3か月間のデータに限られた分析であり、引き続き請求実績の傾向を半年毎に確認し、物価上昇に対応した仕組みの見直しの必要性があるか継続的に確認する。
- 次回の分析は、R6審議報告において「半年に1度程度把握すべきである」とされたことを踏まえ、令和6年10月～12月分の請求実績について同様の分析を行っていく。
- 次回の分析において、貸与価格と上限価格が同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合が高い商品が増加している等の変化があれば、当該商品について、物価高騰の影響についてヒアリング等により詳細に確認し、必要な対応について検討する。

# 參考資料

## 論点③

- 福祉用具については、貸与価格の適正化を図る観点から、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格を公表し、貸与件数が100件を超える商品については、貸与価格の上限価格（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設定することとしており、上限価格を超える貸与価格が設定された商品については、介護保険給付の対象外とされている。
- 貸与件数が100件を超え、新しく上限設定の対象になった商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表しているほか、既に上限価格が設定されている商品については、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案し、3年に1度の頻度で見直しを行うこととしており、令和6年度から適用される上限価格等については、前回改定時の方針に基づき、今月初旬に公表したところ。
- 今回の改定においては、上限価格が引上げとなった商品は443件（約11%、前回改定時は2%）、引下げとなった商品は3,476件（約89%）であり、昨今の物価高騰等の影響を受け、上限価格の範囲内で貸与価格を引き上げた商品は前回よりも多くあった。
- 他方、現行の改定ルール上、貸与価格が均一で改定前の上限価格と等しい商品は、改定による上限価格の変動が生じない仕組みとなっており、福祉用具貸与事業所からは、物価高騰等の影響を価格転嫁する際の阻害要因となっている等の観点から、福祉用具貸与価格の上限設定制度の見直しについて意見があったところ。
- 今回の改定において、貸与価格が概ね均一で上限価格とほぼ等しい商品があった（155件、全商品の3.7%）ため、これらについて分析したところ、自社製品又はほぼ一社提供となっているため価格設定等をしやすい商品や、既に生産が終了となっている商品などであり、直ちに福祉用具の供給に支障が生じる状況ではなかった。
- こうした状況を踏まえ、福祉用具貸与価格の上限設定について、必要な福祉用具の供給を確保する観点から、どのような対応が考えられるか。

## 対応案

- 今後、急激な物価上昇が発生した際に、上限価格が設定されているために貸与価格の引上げが困難となり、必要な福祉用具の安定的な供給が妨げられるような事態が生じないように、上限価格の改定ルールに物価上昇に対応した特例的な仕組みを設けることについて、その必要性を含めた検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に一度程度把握することとしてはどうか。